

小竹町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小竹町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するものをいう。ただし、合併処理浄化槽設置整備事業で使用できる浄化槽は、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録した浄化槽とする。
- (3) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (4) 専用住宅 主に住居の用に供する建物(アパート及び賃貸住宅を除く。)をいう。ただし、小規模店舗等を併設した住宅にあつては、延床面積の2分の1以上を住居用に供する建物をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象とする区域は小竹町全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)及び農業集落排水事業の認可区域並びに集合式大型合併処理浄化槽処理区域は除くものとする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、前条に定める地域内において、専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- ・(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

- ・(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - ・(3) 土地を借りている者で、合併処理浄化槽の設置について、土地所有者の承諾が得られない者
 - ・(4) 販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築（増改築を含む。）する者
 - ・(5) 国、県及び住宅公社等の団体の代表者
 - ・(6) 老人福祉施設、老人保健施設、療養型施設、身体障害者更生援護施設その他の福祉施設を設置する者
 - ・(7) 町税を滞納している者
 - ・(8) その他町長が不相当と認める者
- （補助金額）

第5条 補助金の限度額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、みなし浄化槽を浄化槽に換置するときの補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- ・(1) 浄化槽設置届及び受理書の写し
- ・(2) 登録証の写し
- ・(3) 浄化槽管理（C）票
- ・(4) 浄化槽認定シート
- ・(5) 小型合併処理浄化槽機能保証登録証
- ・(6) 誓約書
- ・(7) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ・(8) 土地を借りている者は、土地所有者の承諾書
- ・(9) 工事請負契約書の写し
- ・(10) 浄化槽設備士免状又は終了証明書の写し
- ・(11) 設置場所の位置図
- ・(12) 敷地配置図（家屋、浄化槽及び放流先）
- ・(13) 町税の納税証明書
- ・(14) 現況届
- ・(15) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交

付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

（実績報告書）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（第7条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- ・(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し。ただし、補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類
- ・(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ・(3) 浄化槽工事完了届出書の写し
- ・(4) 浄化槽使用開始届出書の写し
- ・(5) 浄化槽工事のチェックリスト
- ・(6) 住民票の謄本（全員）
- ・(7) 浄化槽設置工事写真
- ・(8) その他町長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助対象者の補助金交付請求書（様式第7号）に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付取消通知書（様式第8号）により補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- ・(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- ・(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは補助金の返還を命じることができる。

(工事の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(維持管理検査報告書)

第15条 補助金の交付を受けた者は、毎年1回、浄化槽法第11条の規定に基づく水質検査を実施し、その検査結果の写しを実施後速やかに提出しなければならない。ただし、第17条の規定による使用の休止を届け出た浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りではない。

2 町長は、前項の検査結果書の提出のない場合及び浄化槽の適正な維持管理を確認する場合は、随時立ち入ることができる。

(廃止の届出)

第16条 浄化槽設置者は、合併処理浄化槽を廃止したときは、廃止した日から30日以内に合併処理浄化槽廃止届出書（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

(休止の届出)

第17条 浄化槽設置者は、合併処理浄化槽の使用の休止に当たって浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽の使用の休止について合併処理浄化槽休止届出書（様式第10号）により、町長に届け出ることができる。

第18条 浄化槽設置者は、合併処理浄化槽の使用を再開したときは、使用が再開された日から30日以内に合併処理浄化槽再開届出書（様式第11号）により、町長に届け出なければならない。

(適用除外)

第19条 この要綱に定める補助金は、国、県若しくは町等の公共団体若しくは事業活動に供する施設又はこれに附帯する建築物の合併処理浄化槽には適用しないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（平成18年小竹町要綱第27号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表1 (第5条関係)

小竹町合併処理浄化槽設置整備事業補助金限度額(新規等)

人 槽	容 量	補助金限度額
130㎡未満 5人槽	1.0m ³	332,000円
130㎡以上 6人・7人槽	1.4m ³	373,000円
浴室、台所が2個以上ある 住宅(2世帯住宅) 8人～10人槽	2.0m ³	458,000円
一般家庭以外 11人～50人槽		補助対象外
51人槽以上		補助対象外

別表2 (第5条関係)

小竹町合併処理浄化槽設置整備事業補助金限度額(みなし浄化槽からの換置)

人 槽	容 量	補助金限度額	
		合併浄化槽の設置 に要する経費	みなし浄化槽の 撤去に要する経費
130㎡未満 5人槽	1.0m ³	332,000円	90,000円
130㎡以上 6人・7人槽	1.4m ³	373,000円	90,000円
浴室、台所が2個以上 ある住宅(2世帯住宅) 8人～10人槽	2.0m ³	458,000円	90,000円
一般家庭以外 11人～50人槽		補助対象外	補助対象外
51人槽以上		補助対象外	補助対象外